

高度救命救急センターの指定について

滋賀県健康医療福祉部医療政策課

高度救命救急センターの指定について

- ◆ 滋賀医科大学医学部附属病院から、高度救命救急センターの指定にかかる要望があった。
- ◆ 国の指定要件を全て充足しており、本県の救急医療体制の更なる強化・充実につなげるため、高度救命救急センターとしての指定をしたい。
- ◆ 令和8年8月21日に開催した滋賀県救急医療体制等検討会において、指定について了承を得た。
- ◆ 令和8年10月1日付けの指定に向けて、手続きを進めることとしたい。

県内の救命救急センターの現状

- ◆ 県内では、4か所の救命救急センターを指定している。

高度救命救急センター

大津赤十字病院

- 特に高度な診療機能を有し、広範囲熱傷・指肢切断・急性中毒等の救命医療を担う。
- 指定にあたっては、都道府県の保健医療計画に記載され、国が定める指定要件を満たす必要がある。

救命救急センター

済生会滋賀県病院、近江八幡市立総合医療センター、
長浜赤十字病院

指定により期待される効果

- ◆ 全県を対象に対応できる医療機関としての役割を明確化し、既存の救命救急センターの負担を軽減するとともに、対応困難事案の低減につなげる
- ◆ 救急医療従事者の育成・教育を担う拠点としての役割を担い、県全体の救急医療体制の確保につなげる

【参考】滋賀県保健医療計画における位置づけ

現状と課題

- 県内の救急医療体制を確保していくために、高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の救急医療従事者の育成、教育を行う拠点を明確にしていく必要があります。

具体的な施策

(1) 地域における救急医療機関の機能分担と連携の推進ができている

- 現状の4救命救急センターに加えて、全県を対象に対応できる医療機関について、高度救命救急センターの新規指定も含めて役割を明確化します。

(2) 救急医療における医師の養成・確保ができている

- 滋賀医科大学医学部附属病院を計画的に救急医療従事者の育成・教育する拠点とし、三次救急医療機関としての役割を担うため、令和8年度までに高度救命救急センターの新たな指定ができるよう体制を整えます。
- 高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の養成および確保に努めます。
- 専門医研修プログラムについて、計画的な救急医療従事者の育成・教育ができる拠点到集約化し、救急医療に必要な能力を有した医師の計画的な育成・確保に努めます。⁵

【参考】救命救急センターの指定要件について①

運営方針	滋賀医大の状況	適否
➤ 原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を、24時間体制で受け入れる	シフト勤務、宿日直制により夜間休日でも20名以上の医師が常駐	適
➤ 救急医療を受け、生命の危機が回避された患者は積極的に転床させ、常に必要な病床を確保する	・ 院内の転科フローを整備 ・ 関連病院と連携協定を締結	適
➤ 医学生、臨床研修医等に対する救急医療の臨床教育を行う	・ 他大学等からの実習生受入れ ・ 医師以外への各種研修受入れ	適
整備基準	滋賀医大の状況	適否
➤ 施設 ・ 救命救急センターの責任者が直接管理する概ね20床以上の専用病床および専用のICUを有すること ・ 専用の診察室（救急蘇生室）、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等を設けること	・ 救急科病床：20床 ICU：12床 ・ 救急科に専用の診察室、検査室、放射線撮影室を設置	適
➤ 設備 ・ 救命救急センターとして必要な医療機器及び重傷熱傷患者用備品等を備えること	エックス線装置、心電計、輸血・輸液設備、人工呼吸器、血液浄化装置等を設置	適

【参考】救命救急センターの指定要件について②

整備基準	滋賀医大の状況	適否
➤ 人員体制 救命救急センターの責任者は、高度な救急医療、救急医学教育に精通した医師である専任の医師とすること（例：日本救急医学会指導医等）	日本救急医学会指導医が責任者を務める	適
専門的な三次救急医療に精通している専任の医師を適当数有すること（例：日本救急医学会認定医等）	- 救急・集中治療部に28名在籍 - 日本救急医学会認定医が9名在籍	適
重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有すること	救急・集中治療部に34名が在籍	適
診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保すること	シフト勤務により、夜間休日も常駐	適
緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておくこと	シフト勤務、宿日直制により医師、看護師、その他スタッフが常駐	適
内科、外科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻科、麻酔科及び精神科等の医師を確保出来る体制を有すること	19診療科が宿日直制をとり、24時間365日対応可能	適
救急救命士への必要な指示体制を常時有すること	救急医が常駐し、指示を行う	適

【参考】高度救命救急センターの指定要件について

運営方針	滋賀医大の状況	適否
➤ 特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担うものとする。	救命救急センターからの搬送患者も含め、三次救急患者を受け入れている	適
整備基準	滋賀医大の状況	適否
➤ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである。	広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病の治療実績がある	適
➤ 24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。 ・ 医師は、常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする。	シフト勤務、宿日直制により夜間休日でも20名以上の医師が常駐	適
・ 看護師等医療従事者は、特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする。	シフト勤務により看護師、その他スタッフが常駐し、特殊疾病患者の診療および緊急手術に対応	適
➤ 高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。	輸液・循環管理、呼吸管理、生体情報モニタ等を設置	適